平成２２年（フ）第３６２号
兵庫県尼崎市南武庫之荘５丁目15番23号
債務者　紺屋美智江
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２０年（フ）第１２７号
鳥取県東伯郡琴浦町大字出上314番地　町住１号
債務者　山下　和幸
1　決定年月日時　平成22年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２２年（フ）第２４号
鳥取県倉吉市伊木191番地１　笠見アパート８号
債務者　亀谷　長文
1　決定年月日時　平成22年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２２年（フ）第２９３号
広島市安芸区畑賀２丁目６番29―８号
債務者　齋藤　正治
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２９４号
広島市安芸区畑賀２丁目６番29―８号
債務者　齋藤　勝代
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３３９号
広島市中区江波東１丁目３番31―201号
債務者　竹尾　恭子
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４１４号
広島市安佐南区長束１丁目15番18―203号
債務者　森川　　愛（旧姓近藤）
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４１７号
広島市東区曙３丁目３番23号
債務者　高本　正行
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４７３号
広島市佐伯区八幡３丁目14番５―103号
債務者　國光　有香
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５０６号
広島県廿日市市地御前５丁目18番40―601号
債務者　坂井　敏弘
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５４２号
広島市中区江波二本松１丁目15番31号　102号
債務者　宮本　英子
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５５７号
広島県東広島市八本松町飯田531番地
債務者　松田　　智
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５６５号
広島県東広島市西条町助実1420番地１ＴＥＲＲＡ211号
債務者　二谷　知寿
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５７２号
広島県東広島市西条町御薗宇7049番地シティハウス円城寺206号
債務者　中川　健二
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６２１号
広島市佐伯区八幡東３丁目25番19―11号
債務者　赤星　公紀
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４２号
福岡県嘉麻市上臼井835番地１
債務者　屋住　リカ
1　決定年月日時　平成22年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２２年（フ）第３６号
福岡県柳川市三橋町五拾町392番地１　どんどんハイム２棟201号
債務者　不破　俊博
1　決定年月日時　平成22年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２２年（フ）第１８７号
大分県別府市大字内竈1226番地の３
債務者　東上　由美
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係